

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 7 5 号
発行日 平成 3 0 年 9 月 3 日
発行所 綾部市役所

目 次

○規 則

- ・綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正
(総務課)・・・1

- ・綾部市市税の減免に関する規則の一部改正
(税務課)・・・2

- ・綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正
(総務課)・・・3

○告 示

- ・地縁団体変更告示（地縁団体志賀郷地区自治会連合会）
(市民協働課)・・・4

- ・市道路線認定告示
(建設課)・・・5

- ・市道区域決定告示
(建設課)・・・6

- ・市道供用開始告示
(建設課)・・・7

- ・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・8

- ・綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・9

- ・福祉バス使用規程の一部改正
(民生児童課)・・・10

- ・綾部市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正
(高齢者支援課)・・・11

- ・農林漁業振興補助金交付要綱の一部改正
(農林課)・・・12

○公 告

- ・公示送達
(税務課)・・・13

- ・尾ノ内川外 1 川河川災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・14

- ・山家西簡易水道配水管布設工事 2 6 工区工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・25

- ・公示送達
(市民・国保課)・・・35

- ・市有地売却の一般競争入札について
(商工労政課)・・・36

- ・綾部農業振興地域整備計画の変更公告
(農林課)・・・40

- ・公示送達
(税務課)・・・42

- ・放置自転車の処分について
(市民協働課)・・・43

- ・都市計画事業計画変更の認可について（綾部市公共下水道）
(都市計画課)・・・47

- ・都市計画事業計画変更の認可について（綾部市第 2 公共下水道）
(都市計画課)・・・48

- ・農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について
(農業委員会)・・・49

・ 公共下水道管渠築造（３０－ １）工事条件付一般競争入札 について （監理課）・・・ 50	・ 平成３０年８月２６日執行の 綾部市議会議員一般選挙にお ける投票管理者及び同職務代 理者の選任 ・・・ 69
・ 公示送達 （税務課）・・・ 60	・ 平成３０年８月２６日執行の 綾部市議会議員一般選挙にお ける期日前投票所の投票管理 者及び同職務代理者の選任 ・・・ 71
○教育委員会告示 ・ 平成３０年第８回綾部市教育 委員会招集告示 ・・・ 61	・ 平成３０年８月２６日執行の 綾部市議会議員一般選挙にお ける選挙会の日時及び場所 ・・・ 73
○選挙管理委員会告示 ・ 綾部市条例の制定又は改廃等 の請求に要する有権者総数の ５０分の１の数 ・・・ 62	・ 平成３０年８月２６日執行の 綾部市議会議員一般選挙の開 票事務について ・・・ 74
・ 綾部市議会の解散等の請求に 要する有権者総数の３分の１ の数 ・・・ 63	・ 平成３０年８月２６日執行の 綾部市議会議員一般選挙にお ける候補者１人当たりの選挙 運動に関する支出制限金額 ・・・ 75
・ 合併協議会設置協議について の投票請求に要する有権者総 数の６分の１の数 ・・・ 64	・ 平成３０年８月２６日執行の 綾部市議会議員一般選挙にお ける街頭演説用標旗等の配色 ・・・ 76
・ 平成３０年８月２６日執行の 綾部市議会議員一般選挙にお ける各投票区の投票所 ・・・ 65	・ 平成３０年８月２６日執行の 綾部市議会議員一般選挙にお いて用いる投票用紙の様式 ・・・ 77
・ 平成３０年８月２６日執行の 綾部市議会議員一般選挙にお ける期日前投票所 ・・・ 67	・ 平成３０年８月２６日執行の 綾部市議会議員一般選挙にお いて使用する選挙長の印 ・・・ 78
・ 平成３０年８月２６日執行の 綾部市議会議員一般選挙にお ける選挙長及び同職務代行者 の選任 ・・・ 68	

・平成３０年８月２６日執行の綾部市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻の繰り上げ	・・・ 79
・平成３０年８月２６日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙会を開始する時刻の繰り上げ	・・・ 80
・平成３０年８月２６日執行の綾部市議会議員一般選挙における当選人の住所及び氏名	・・・ 81
・綾部市条例の制定又は改廃等の請求に要する有権者総数の５０分の１の数	・・・ 82
・綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の３分の１の数	・・・ 83
・合併協議会設置協議についての投票請求に要する有権者総数の６分の１の数	・・・ 84

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 3 0 年 8 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 5 号

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年綾部市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 0 の項中「9 月」を「1 0 月」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 8 月 23 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 16 号

綾部市市税の減免に関する規則の一部を改正する規則

綾部市市税の減免に関する規則（昭和 61 年綾部市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「所得割額の」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の綾部市市税の減免に関する規則の規定は、平成 30 年 7 月 5 日から適用する。

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月3日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第17号

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和56年綾部市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があつた場合も、同様とする。

第4条第1項中「前条の報告」を「前条の規定による報告」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- （1）実施機関の長の職氏名
- （2）被災職員の氏名
- （3）傷病名
- （4）災害発生年月日
- （5）公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第23条を第24条とし、第22条を第23条とし、第21条の2の次に次の1条を加える。

（審査の申立ての教示）

第22条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第19条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第 1 3 1 号

地縁による団体「地縁団体志賀郷地区自治会連合会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 8 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及び内容

代表者を 綾部市志賀郷町茶売ヶ渕 1 番地 白波瀬 信 に変更する。

2 変更年月日

平成 3 0 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 1 3 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条の規定に基づき、道路を次のように認定する。

なお、その関係図面は下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 8 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 3 0 年 8 月 7 日から平成 3 0 年 8 月 2 1 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 4 4 7	岡 塚 線	岡町塚 5 3 番 1 5 岡町塚 5 3 番 1 0	

綾部市告示第 1 3 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 8 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 3 0 年 8 月 7 日から平成 3 0 年 8 月 2 1 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 決定する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 4 4 7	岡 堺 線	岡町堺 5 3 番 1 5 岡町堺 5 3 番 1 0	最大 12.00 最小 6.00	34.70

綾部市告示第 1 3 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、平成 3 0 年 8 月 7 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 8 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 平成 3 0 年 8 月 7 日から平成 3 0 年 8 月 2 1 日まで
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
1 4 4 7	岡 塚 線	岡町塚 5 3 番 1 5	岡町塚 5 3 番 1 0

綾部市告示第 135 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 15 号）第 20 条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

平成 30 年 8 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0108-21002	昭和 34 年 11 月 20 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0605-61001	昭和 19 年 7 月 21 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0805-75001	平成 4 年 7 月 20 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0827-14002	昭和 41 年 4 月 2 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0827-14002	昭和 44 年 3 月 13 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0830-81136	平成 3 年 10 月 21 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0833-33002	昭和 24 年 10 月 4 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0906-21022	昭和 25 年 12 月 14 日

綾部市告示第 136 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 15 号）第 20 条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

平成 30 年 8 月 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0111-75005	昭和 23 年 9 月 21 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0502-63015	昭和 18 年 7 月 20 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0513-73001	昭和 50 年 1 月 10 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0703-31020	昭和 19 年 8 月 22 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0703-31020	昭和 18 年 7 月 16 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0811-81023	昭和 20 年 1 月 18 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0825-41004	昭和 23 年 5 月 7 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0828-33004	昭和 30 年 1 月 7 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0830-21022	昭和 36 年 5 月 9 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0830-23006	平成 6 年 10 月 26 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0841-41017	昭和 36 年 8 月 8 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0841-85003	昭和 32 年 8 月 28 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0905-15178	昭和 37 年 6 月 16 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 0908-62002	昭和 25 年 2 月 15 日
平成 30 年 4 月 1 日	綾 1007-13011	平成 18 年 4 月 27 日

綾部市告示第 1 3 7 号

福祉バス使用規程（昭和 5 7 年綾部市告示第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 9 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 2 項中「とする。」を「とし、使用者の宿泊を伴わないものとする。」に改める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 9 月 3 日から施行する。

綾部市告示第 1 3 8 号

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 9 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（高額介護予防サービス費等相当事業費の支給）

- 第 9 条 市長は、指定事業者が行う事業について、法第 6 1 条第 1 項に規定する高額介護予防サービス費及び法第 6 1 条の 2 第 1 項に規定する高額医療合算介護予防サービス費の支給に相当する額（以下「高額介護予防サービス費等相当額」という。）を支給するものとする。
- 2 高額介護予防サービス費等相当額の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当額の支給については、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 2 9 条の 2 の 2 及び第 2 9 条の 3 の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 9 月 3 日から施行する。

綾部市告示第 1 3 9 号

農林漁業振興補助金交付要綱（昭和 5 7 年綾部市告示第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 9 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表第 1 農業関係の項事業の欄中「麦あと小豆支援事業」を「小麦品質向上支援事業」に改める。

附 則

この告示は、平成 3 0 年 9 月 3 日から施行し、改正後の農林漁業振興補助金交付要綱の規定は、平成 3 0 年度分の補助金から適用する。

綾部市公告第 9 6 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 0 年 8 月 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下揭示済

綾部市公告第 9 7 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、29 災第 2933 号 尾ノ内川外 1 川河川災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 0 年 8 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 6 4 号 |
| (2) 工 事 名 | 29 災第 2933 号 尾ノ内川外 1 川河川災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市坊口町外 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | <p>29 災第 2932 号 L = 6 . 0 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 1 6 m²</p> <p>小口止工 N = 2 基</p> <p>すり付け工 (石積) A = 7 m²</p> <p>法面整形工 A = 2 m²</p> <p>締切排水工 (土のう積工) A = 0 . 8 m²</p> <p>締切排水工 (掛樋工) L = 1 0 m</p> <p>工事用道路工 L = 3 2 m</p> <p>29 災第 2933 号 L = 2 3 . 3 m</p> <p>コンクリートブロック積工 A = 5 9 m²</p> <p>法面整形工 A = 6 m²</p> <p>構造物取壊工 V = 6 m³</p> <p>護床工 (ふとんかご) L = 6 m</p> <p>締切排水工 (土のう積工) A = 1 m²</p> <p>締切排水工 (掛樋工) L = 2 7 m</p> <p>工事用道路工 L = 1 9 m</p> |
| (5) 予定工期 | <p>平成 3 0 年 9 月 1 1 日から</p> <p>平成 3 1 年 1 月 1 8 日まで (1 3 0 日間)</p> |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の B 等級で登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単

体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

(3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。

(4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年8月6日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,010円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年8月16日（木）午前9時から午後6時まで

平成30年8月17日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- (2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 平成30年8月23日（木）から
平成30年8月24日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年8月27日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年8月31日（金）午前9時から午後6時まで
平成30年9月 3日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月31日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年9月4日（火）午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

⑨

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

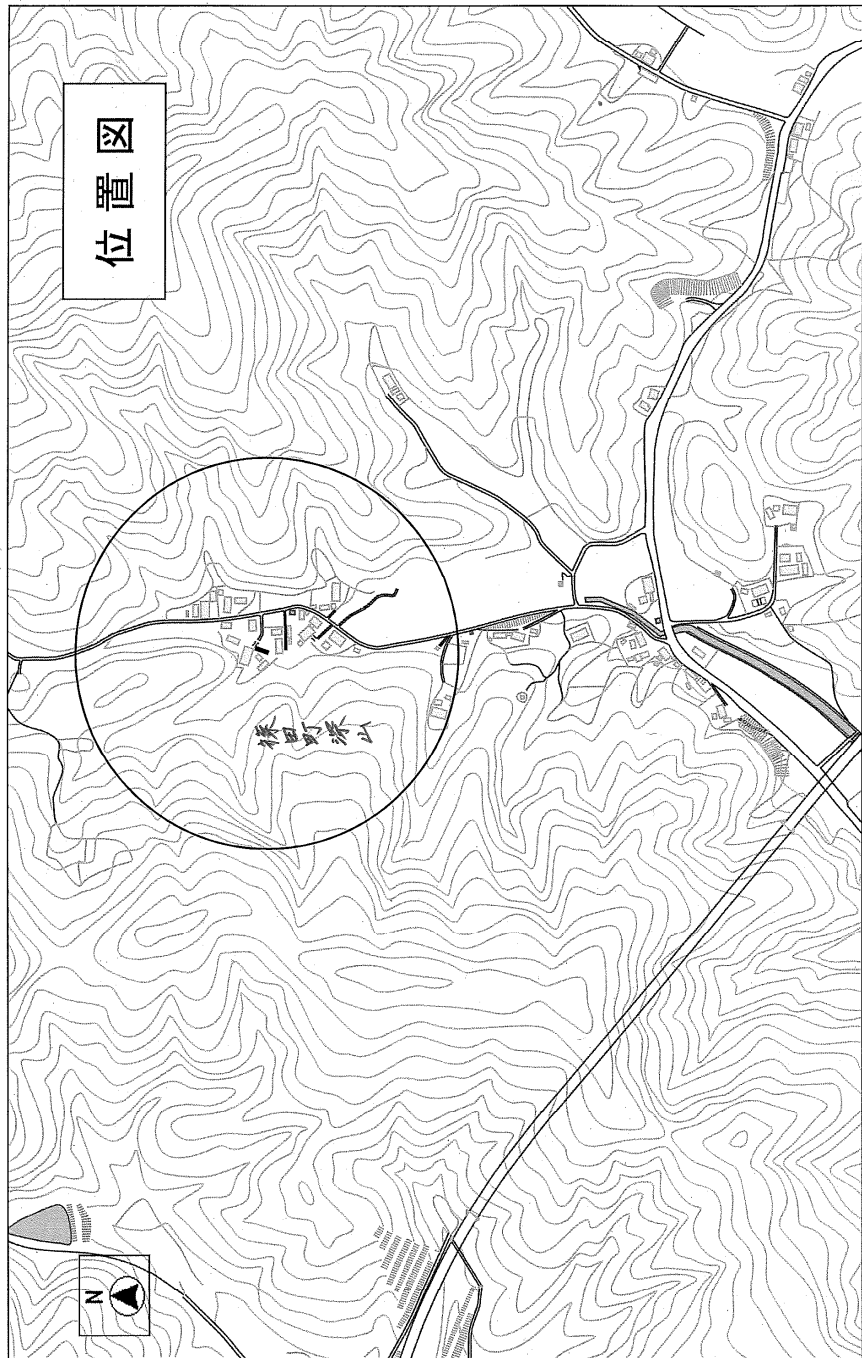
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

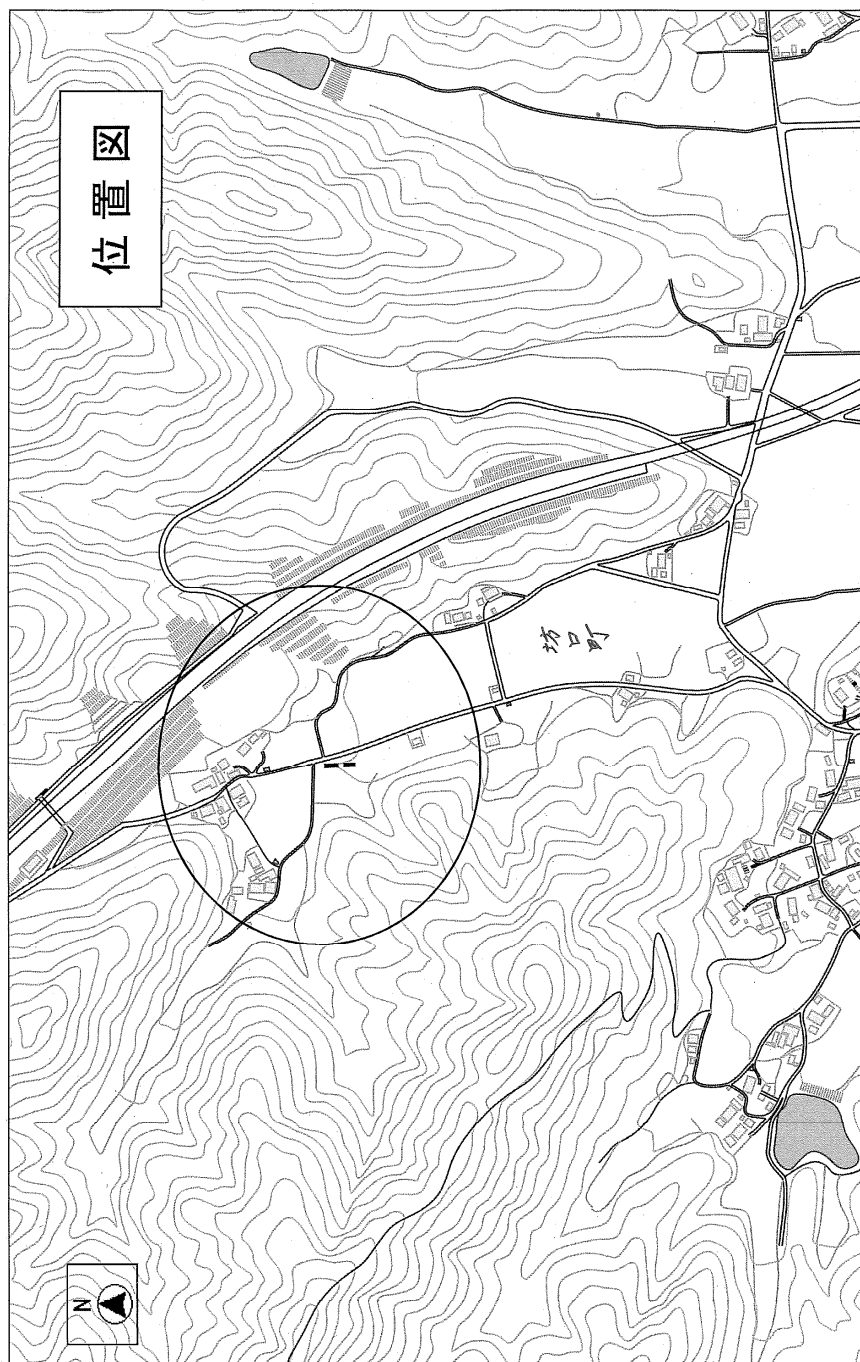
3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



29災第2932号 向田川



綾部市公告第 98 号

山家西簡易水道統合整備事業、山家西簡易水道配水管布設工事 26 工区に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 30 年 8 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 430 67 号 |
| (2) 工 事 名 | 山家西簡易水道配水管布設工事 26 工区 |
| (3) 工事場所 | 綾部市下替地町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工
DCIP (GX) $\phi 150$ L = 13 m
DCIP (K) $\phi 150$ L = 41 m
DCIP (K) $\phi 100$ L = 279 m
給水戸数 N = 11 戸 |
| (5) 予定工期 | 平成 30 年 9 月 11 日から
平成 31 年 1 月 8 日まで（120 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 30 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事の A 等級又は B 等級で登録されており、平成 30 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時 2 名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日の間において、完了工事の成績評点が 60 点に満たない評価を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年8月6日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,680円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年8月16日（木）午前9時から午後6時まで

平成30年8月17日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月16日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年8月下旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年8月23日（木）から

平成30年8月24日（金）正午まで

- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年8月27日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①日時 平成30年8月31日（金）午前9時から午後6時まで
平成30年9月 3日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は8月31日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

平成30年9月4日（火）午後1時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

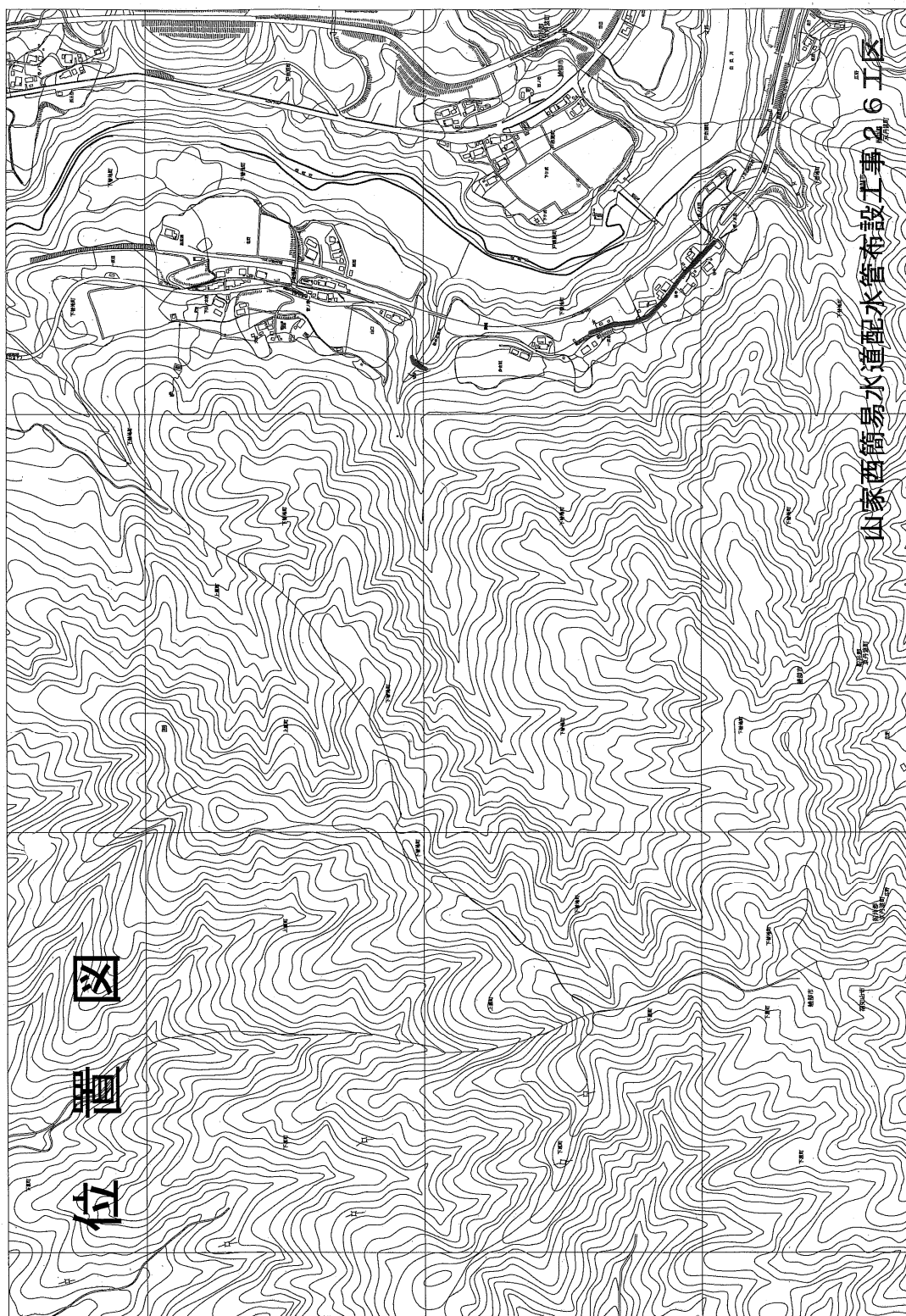
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 9 9 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

平成 3 0 年 8 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 0 0 号

市有地売却の「一般競争入札」を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 及び綾部市会計規則（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）第 7 5 条の規定により次のとおり公告する。

平成 3 0 年 8 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1 入札物件（多田共同作業所跡地）

物件 番号	所 在 地	地 目	登記地積	実測面積	予定価格 (最低価格)
1	綾部市多田町鳴田 1 番 1	宅 地	419.32 m ²	419.32 m ²	3,815,812 円
2	綾部市多田町鳴田 2 番 5	宅 地	122.69 m ²	122.69 m ²	785,216 円

2 入札参加者の特定条件

綾部市多田町地内に住所を有する者若しくは住所を有する者の親族

3 入札参加者の資格

次の各号の全てに該当する者とする。

- （1）前項の条件に該当する者
- （2）綾部市が別に定める「市有地売却一般競争入札参加要領」を承諾し、順守する者
- （3）市税に滞納がない者

4 入札参加

（1）入札参加期間

平成 3 0 年 8 月 2 7 日（月）から平成 3 0 年 9 月 1 0 日（月）

※土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に定める休日を除く。

受付時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分。ただし、最終日は正午まで。

（2）提出書類

- ・ 市有地売却一般競争入札参加申込書（様式 1）
- ・ 誓約書（様式 2）

- ・ 承諾書（様式 3）

※ 提出の際は、印鑑登録証の提示が必要。

※ ただし、市外在住の者は、戸籍謄本・印鑑登録証明書・市税完納証明書を提出するものとし、各種証明書は、受付時において 1 か月以内に発行されたものに限る。

- ・ 入札書（様式 4）

- ・ 委任状（様式 5）

※ 提出の際の持参者が代理人の場合のみ。

（3）入札書提出場所

〒 6 2 3 - 8 5 0 1

綾部市若竹町 8 番地の 1

綾部市役所商工労政課

電話番号 4 2 - 4 2 6 4

5 入札及び開札

（1）入札方法

入札方法は、郵送若しくは持参とし、入札参加者は、入札参加期間内に入札書を提出するものとする。

（2）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき。

イ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札したとき。

ウ 一つの入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき。

エ 入札書の持参者が代理人の場合において、委任状を提出しないとき。

オ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

（3）入札保証金

綾部市会計規則第 7 7 条第 1 項第 3 号により入札保証金は免除とする。

（4）開札及び落札者の決定

平成 3 0 年 9 月 1 0 日（月）午後 5 時に、入札書提出場所において開札し、本市が定めた予定価格以上で最高価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、同価の入札をした者があるときは、後日、当該入札者にくじを引かせて決定する。

6 現地説明会

現地説明会は実施しない。（入札参加者にて事前確認のこと）

7 売買契約

（1）契約の締結

落札者との売買契約は、落札者が決定通知を受けた日から 5 日以内（土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律に定める休日は算入しない。）に締結する

ものとする。なお、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とする。

(2) 契約保証金

落札者は、売買契約締結と同時に、落札金額の100分の10に相当する金額（円未満切り上げ）を契約保証金として預託しなければならない。

なお、契約保証金は売買代金に充当するものとするが、契約を履行しない場合は、綾部市へ帰属する。

8 契約上の条件

入札物件について、契約書に次の条件を付す。

(1) 用途制限

ア 落札者は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号、第2号、第3号、第4号に規定する営業の用に供してはならない。

イ 落札者は、売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

ウ 落札者は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

エ 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならない。当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

オ 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

(2) 実地調査

前号の履行状況を確認する必要があると認めるときは、実地調査又は必要な報告を求めることができるものとし、落札者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(3) 違約金

ア 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5に相当する金額（円未満切り上げ）を違約金として綾部市に支払わなくてはならない。

イ 落札者は、上記1号、2号の条件に違反した場合、又は契約を解除された場合は、売買代金の100分の30に相当する額（円未満切り上げ）を違約金として綾部市に支払わなくてはならない。

9 売買代金の支払方法

落札者は、売買契約の締結後、請求を受理した日から30日以内に売買代金と契約保証金との差額を市が発行する納入通知書で納付しなければならない。

10 所有権の移転

(1) 売買物件の引渡し

所有権の移転は、売買代金全額の支払があった日とし、同時に売買物件を原状有姿のまま引渡しを行う。

(2) 所有権移転登記

所有権の移転登記は市が行い、登記に必要な登録免許税は落札者の負担とする。

11 その他の事項

詳細は「市有地売却一般競争入札参加要領」のとおり。

12 問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市役所商工労政課

電話番号 42-4264

綾部市公告第 1 0 1 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定に基づき、綾部農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項で準用する同法第 1 2 条の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画書並びに提出意見書の要旨及び処理結果を次により縦覧に供する。

平成 3 0 年 8 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧期間

平成 3 0 年 8 月 1 0 日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農林課

綾部農業振興地域整備計画の変更案に係る住民から
の意見の要旨及び当該意見の処理結果

1 意見の提出期間

平成30年7月2日（月） ～ 平成30年7月17日（火）

2 意見の要旨及び処理結果

区分	意見の要旨	意見の数	処理結果	意見の処理内容
	意見なし			

※処理結果区分

- A：対応（反映）済み → 市町村整備計画の案に既に記載済みのもの
 B：対応（反映）する → 文章の修正、記述の追加など市町村整備計画に反映させたもの
 C：事業対応（検討） → 今後、農業振興施策を展開する中で検討すべきもの
 D：対応（反映）困難 → 諸般の事情により対応が困難なもの
 E：その他 → 情報提供、感想、質問、今回の件に関係ないもの

綾部市公告第 1 0 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 0 年 8 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下掲示済

綾部市公告第103号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。
平成30年9月18日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

平成30年8月15日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | |
|--------------------|---|
| 1 撤 去 の 理 由 | 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第8条の規定による。 |
| 2 撤 去 日 | 平成30年8月7日 |
| 3 撤 去 区 域 | J R綾部駅周辺 |
| 4 撤 去 し
保管した台数 | 84台（詳細は別紙、一覧表のとおり） |
| 5 保 管 の 場 所 | 綾部市クリーンセンター |
| 6 保 管 期 間 | 平成30年9月18日まで |
| 7 返還を受ける
ための手続き | 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類
（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。
撤去・保管料として自転車1台につき1,000円が必要です。 |
| 8 引取りのない
場合の措置 | 売却、廃棄等の処分を行います。 |
| 9 連 絡 先 | 綾部市市民環境部 市民協働課 市民活動推進担当
電話：42－4248（直通） |

撤去した放置自転車の一覧

	車体の色	防犯登録番号	車体番号
1	紺	23-0163726	S0I93445
2	シルバー	24-0095365	A16AB24363
3	白	23-0137770	LGB14643
4	シルバー	22-0070823	V140526509
5	白	22-0700234	LML28854
6	ピンク	無	HS3A02190
7	シルバー	無	JE32296
8	茶色	22-0073020	STOJA20452
9	白	無	F51D13371
10	シルバー	北海道警察署 シ744676	S3C52658
11	シルバー	有 削れている	LCG12825
12	紺	無	KL71147734
13	茶	22-0073670	LBC05261
14	白	無	CS50600290
15	白	22-0071523	V150605662
16	黒	22-0063253	GF9H91618
17	白	22-0071917	LAH02158
18	黒	無	LCA08483
19	黒	22-0070373	STMHA61339
20	青	有 削れている	E6J10418
21	青	23-0144072	CK10047
22	青	無	F60330358
23	シルバー	23-0124134	F040224184
24	青	無	V140707365
25	黒	22-0070672	HG4TJ47964
26	シルバー	無	F071118974
27	シルバー	無	LLK05247
28	ピンク	22-0070708	A14I03080
29	ピンク	23-0177660	G62G51359
30	青	22-0072140	LAG01229
31	黒	25-0057334	HG3TC10842
32	黒	22-0067832	HS2B02819
33	黄色	22-0072546	GC6B01870
34	シルバー	22-0068242	G2XF00192
35	ピンク	22-0068604	HS3A01731

36	シルバー	2 3 - 0 1 7 6 8 3 0	A 1 5 A G 3 3 0 2 5
37	シルバー	無	L I F H 0 0 2 8 9 4
38	シルバー	無	G 4 4 G 2 8 9 4 8
39	黒	1 9 - 0 1 0 5 0 3 0	F 1 0 0 4 4 3 3 8 1
40	シルバー	2 2 - 0 0 5 5 6 8 7	L C I 1 9 9 8 0
41	シルバー	2 2 - 0 0 7 2 1 8 0	S T 0 G A 0 7 7 1 5
42	赤	2 2 - 0 0 7 1 5 2 4	V 1 5 0 7 1 3 1 4 3
43	紫	2 2 - 0 0 7 1 0 6 0	S T N H A 1 6 4 8 7
44	赤	無	L M B 0 8 7 3 9
45	シルバー	2 2 - 0 0 6 7 1 3 7	B 2 F 2 2 9 1 9
46	白	2 2 - 0 0 7 0 7 2 5	V 1 5 0 2 1 2 4 0 8
47	白	2 2 - 0 0 7 1 1 6 1	F 5 0 1 5 4 0 9 2
48	黒	2 4 - 0 0 8 8 0 5 7	V 1 4 1 0 2 1 7 9 8
49	赤	無	H S 3 A 0 3 7 2 8
50	赤	2 3 - 0 1 6 4 5 8 2	A 1 2 A K 4 1 0 7 9
51	シルバー	2 2 - 0 0 6 8 0 2 1	B 2 J 1 9 6 6 2
52	白	無	S N A 1 5 7 4 0
53	オレンジ	2 3 - 0 1 5 7 7 4 0	H S 2 A 0 4 4 8 7
54	赤	2 2 - 0 0 7 3 3 0 6	F 7 0 1 2 7 7 6 4
55	黒	2 4 - 0 0 6 6 4 4 1	G V 3 M 0 3 3 4 2
56	黒	2 3 - 0 1 8 8 3 8 6	A 1 7 A K 5 6 3 6 5
57	黒	2 4 - 0 0 8 7 8 9 4	H G 4 T J 1 7 4 7 4
58	赤	無	S 2 B 6 0 7 0 2
59	黒	2 4 - 0 0 9 3 2 1 1	S O F 1 0 9 0 2 3
60	黒	2 4 - 0 0 8 4 5 8 8	J K 1 2 K 1 8 7 1 8
61	黒	2 3 - 0 1 4 5 4 4 4	S J A 7 9 2 1 5
62	シルバー	2 2 - 0 0 6 7 1 9 1	G 2 3 G 1 3 2 7 0
63	黒	2 4 - 0 0 8 7 8 3 9	H G 3 T C 2 4 4 6 5
64	緑	2 3 - 0 1 6 3 4 4 4	S 2 D 6 1 0 1 0
65	青	2 2 - 0 0 6 9 1 9	H S 2 K 0 0 4 0 6
66	シルバー	2 2 - 0 0 6 2 8 6 5	F 0 8 1 3 4 4 3 0
67	黒	2 2 - 0 0 7 0 6 1 5	A 1 4 I 0 2 2 9 3
68	紺	2 3 - 0 1 5 7 2 5 8	S O L 9 2 3 0 9
69	白	2 2 - 0 0 7 3 3 1 0	L C B 0 1 4 7 7
70	茶	2 2 - 0 0 6 8 8 4 7	S T M A A 0 2 0 1 5
71	白	2 2 - 0 0 7 0 0 4 8	B M M 0 5 4 6 3 E W 0 2
72	黒	無	H 5 E 0 0 7 3 7
73	黒	無	L L C 5 0 7 9 1

74	茶	2 4－0 0 8 4 6 4 0	S X 1 2 1 2 0 1 7 9
75	シルバー	2 3－0 1 6 5 6 9 0	F 1 3 0 6 0 0 5 5 0
76	赤	無	G C 7 C 1 1 2 7 5
77	黒	無	T K 1 4 V X M 2 3 9
78	シルバー	2 4－0 0 9 8 2 1 9	B 3 E 0 9 7 4 8
79	赤	枚方 0 8 3 2 1	L T 2 4 3 N
80	白	2 2－0 0 7 1 0 6 3	F 4 1 0 3 5 0 2 0
81	黒	2 3－0 1 5 8 1 0 2	F 1 1 0 9 3 3 5 9 6
82	灰色	2 2－0 0 5 1 9 3 2	S I C 6 2 6 9 1
83	シルバー	2 2－0 0 7 2 3 0 3	L B A 0 5 1 8 8
84	黒	2 2－0 0 7 1 9 0 3	F 1 1 5 6 1 5 7 6

綾部市公告第 1 0 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 3 0 年 8 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 施行者の名称 綾部市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
綾部都市計画下水道事業 綾部市公共下水道
- 3 事業施行期間 自 平成 元 年 1 1 月 7 日
至 平成 3 6 年 3 月 3 1 日

4 事業地

収用の部分

平成元年 1 1 月 7 日京都府告示第 6 6 2 号、平成 8 年 3 月 2 6 日京都府告示第 2 3 4 号及び平成 2 9 年 7 月 1 1 日綾部市公告第 6 5 号の事業地にて変更なし。

使用の部分

平成元年 1 1 月 7 日京都府告示第 6 6 2 号、平成 8 年 3 月 2 6 日京都府告示第 2 3 4 号、平成 1 0 年 2 月 2 0 日京都府告示第 9 4 号、平成 1 3 年 2 月 1 3 日京都府告示第 7 1 号、平成 1 7 年 1 2 月 2 0 日京都府告示第 6 6 5 号、平成 2 4 年 8 月 2 1 日綾部市公告第 9 4 号、平成 2 9 年 7 月 1 1 日綾部市公告第 6 5 号の事業地に味方町宮ノ前、石風呂、久保勝、鴨ノ堂、薬師前、宮ノ上、中ノ坪、雨宮及び鷺谷の全部、味方町光谷、畦田、アミダジ、山林アミダジ、北勝、三段畠、舟ノ上、薬師谷、山林倉谷、井上寺、龍仏及び山林平林の一部並びに川糸町南下市場の一部を加え、川糸町下溝口及び堀ノ内の一部地内において事業地を変更する。

綾部市公告第 1 0 5 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 3 0 年 8 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 施行者の名称 綾部市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
綾部都市計画下水道事業 綾部市第 2 公共下水道
- 3 事業施行期間 自 平成 元 年 1 1 月 7 日
至 平成 3 4 年 3 月 3 1 日

4 事業地

収用の部分

平成 1 0 年 2 月 2 0 日京都府告示第 9 3 号の事業地にて変更なし。

使用の部分

平成 1 0 年 2 月 2 0 日京都府告示第 9 3 号の事業地に多田町沢田、木戸谷、入田、神田及び小佐田の一部、城山町の一部、有岡町田坂の一部、小呂町菜田の一部、高倉町城山、耕庭道、下路、大稲葉、下田、黒岩及び大田の一部、刈垣町念仏谷の全部、刈垣町高尾及び六ヶ坪の一部並びにとよさか町の一部を加え、多田町田坂及び久後の一部並びに桜が丘三丁目の一部地内において事業地を変更する。

綾部市公告第 1 0 6 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成 3 0 年 8 月 1 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成 3 0 年 8 月 1 7 日から平成 3 0 年 8 月 3 0 日まで

綾部市公告第 1 0 7 号

下水道整備事業、公共下水道管渠築造（30－1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 0 年 8 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 4 3 0 6 9 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（30－1）工事
- (3) 工事場所 綾部市青野町外（別添位置図参照）
- (4) 工事概要 管渠工 V U 2 0 0 L = 3 1 6 m
管渠工 V U 1 5 0 L = 1 3 1 m
マンホール設置工 N = 8 基
汚水枳及び取付管工 N = 2 7 箇所
- (5) 予定工期 平成 3 0 年 9 月 2 6 日から
平成 3 1 年 3 月 1 4 日まで（1 7 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 等級で登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただ

し、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

（2）配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 平成30年8月27日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は2,510円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年8月30日（木）午前9時から午後6時まで

平成30年8月31日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で8月30日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年9月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年9月6日（木）から

平成30年9月7日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時

から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 平成30年9月10日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

①日時 平成30年9月14日（金）午前9時から午後6時まで
平成30年9月18日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は9月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、9月18日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

（2）開札の日時

平成30年9月19日（水）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。（ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。）
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。（ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。）

2) 主任技術者

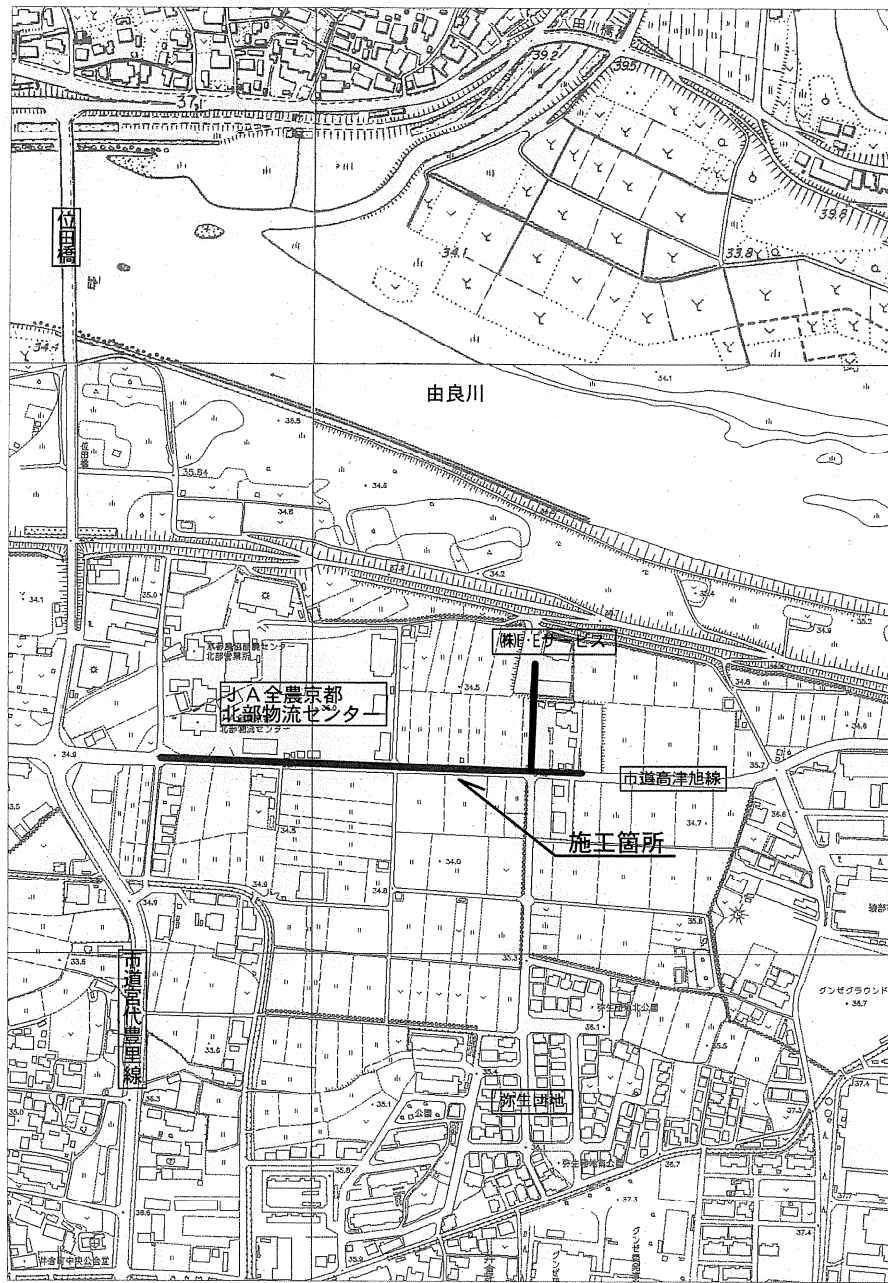
- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。（ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合（以下「近接関連工事」）は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。）
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。（ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。）
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。（ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。）
- 2 他の工事との兼務は出来ません。（ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。）
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。（ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。）

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

位 置 図



公共下水道管渠築造（30-1）工事

——：施工範囲（昼間）
 ——：施工範囲（夜間）

綾部市公告第 1 0 8 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 0 年 8 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下揭示済

綾部市教育委員会告示第8号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、平成30年第8回（8月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成30年8月22日

綾部市教育委員会

教育長 足 立 雅 和

- 1 日 時 平成30年8月23日（木） 午前10時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - 議第19号 綾部市就学援助規則の制定について
 - 議第20号 綾部市就学奨励費交付規程の廃止について
 - 議第21号 綾部市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について
 - 議第22号 平成30年度綾部市一般会計補正予算について
- 4 報告事項
 - ・綾部市いじめ防止基本方針の改定について
 - ・平成29年度教育委員会事務事業の点検・評価について
- 5 事務連絡
 - ・各課からの連絡事項

綾部市選挙管理委員会告示第 5 4 号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 5 0 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 3 0 年 8 月 1 8 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

5 7 6 人

綾部市選挙管理委員会告示第 5 5 号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 3 0 年 8 月 1 8 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

9 , 5 9 8 人

綾部市選挙管理委員会告示第 5 6 号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 3 0 年 8 月 1 8 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

4 , 7 9 9 人

綾部市選挙管理委員会告示第 5 7 号

平成 3 0 年 8 月 2 6 日執行の綾部市議会議員一般選挙における各投票区の投票所を次のように定める。

平成 3 0 年 8 月 1 9 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

投 票 所 一 覧

投 票 区	投票所の施設の名称	所 在 地
第 1 投票区	綾部市立綾部幼稚園	綾部市上野町上野 1 2 9
第 2 投票区	綾部市市民センター 多目的ホール	綾部市並松町上溝口 1 4
第 3 投票区	綾部市武道館 競技場	綾部市西町三丁目南大坪 6 - 6
第 4 投票区	神宮寺公会堂	綾部市神宮寺町重代 2 0 - 1
第 5 投票区	綾部市林業センター 会議室	綾部市宮代町前田 2 0 - 5
第 6 投票区	綾部市ふれあいセンター 研修室	綾部市大島町内山田 3 2
第 7 投票区	高津公会堂	綾部市高津町荒倉 1 7 - 7
第 8 投票区	綾部市立吉美小学校 体育館	綾部市有岡町田坂 1 6
第 9 投票区	釜輪公会堂	綾部市釜輪町乙味井根ノ上 8 - 4
第 1 0 投票区	綾部市立東綾小・中学校 体育館	綾部市鷹栖町小丸山 2 5
第 1 1 投票区	西原作業場	綾部市西原町札ノ前 1
第 1 2 投票区	綾部市七百石コミュニティセンター	綾部市七百石町大釜田 1 5 - 5
第 1 3 投票区	綾部市立西八田小学校 会議室	綾部市岡安町家ノ下 1 0
第 1 4 投票区	下八田公民館	綾部市下八田町宮ノ越 1 4 - 2
第 1 5 投票区	安国寺公民館	綾部市安国寺町下背戸 6
第 1 6 投票区	綾部市東八田公民館	綾部市梅迫町溝尻 1 - 1 6
第 1 7 投票区	鳥居野公民館	綾部市上杉町鳥居野 1 6
第 1 8 投票区	弥仙会館	綾部市於与岐町宮ノ下 1 7
第 1 9 投票区	黒谷公民館	綾部市黒谷町東谷 2
第 2 0 投票区	綾部市健康ファミリーセンター多目的ホール	綾部市十倉名畑町欠戸 3 1
第 2 1 投票区	位田高城館	綾部市位田町市場 2 8
第 2 2 投票区	綾部市立豊里小学校 図工室	綾部市栗町花貝 2
第 2 3 投票区	館町公民館	綾部市館町宮ノ前 9 0 - 2
第 2 4 投票区	綾部市里山交流研修センター	綾部市鍛冶屋町茅倉 9
第 2 5 投票区	湯殿作業場	綾部市小貝町所堺 6
第 2 6 投票区	綾部市物部営農指導センター	綾部市物部町東野 4 6 - 1
第 2 7 投票区	物部会館	綾部市物部町西樋ノ口 2 5
第 2 8 投票区	西坂公民館	綾部市西坂町浄土寺 1 9
第 2 9 投票区	新庄公民館	綾部市新庄町柿 2 0
第 3 0 投票区	白道路公会堂	綾部市白道路町桜ヶ坪 2 0
第 3 1 投票区	綾部市志賀郷公民館	綾部市志賀郷町北町 1 7
第 3 2 投票区	向田公会堂	綾部市向田町萩イ森 4 2 - 3
第 3 3 投票区	金河内町公民館	綾部市金河内町泉田 3 0
第 3 4 投票区	西方公会堂	綾部市西方町貝尻 1 8
第 3 5 投票区	京都丹の国農協旧睦合連絡所	綾部市睦合町井谷 1 8
第 3 6 投票区	綾部市観光センター	綾部市八津合町縄手 1
第 3 7 投票区	五泉荘	綾部市五泉町西巻 1 2
第 3 8 投票区	ふるさと味あやべ工房	綾部市睦寄町鼠塚 3
第 3 9 投票区	綾部市林業者等健康管理センター	綾部市故屋岡町三反田 1 5
第 4 0 投票区	綾部市水源の里・老富会館	綾部市老富町ヒシリ 7 - 1

綾部市選挙管理委員会告示第 58 号

平成 30 年 8 月 26 日執行の綾部市議会議員一般選挙における期日前投票所を次のように定める。

平成 30 年 8 月 19 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

期日前投票所名	所 在 地	期日前投票所を 設 け る 期 間
綾部市役所 本庁 1 階会議室	京都府綾部市若竹町 8 番地の 1	平成 30 年 8 月 20 日（月）から 平成 30 年 8 月 25 日（土）まで 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
上林いきいきセンター	京都府綾部市八津合町 上荒木 5 番地	平成 30 年 8 月 23 日（木）から 平成 30 年 8 月 25 日（土）まで 午前 9 時から午後 7 時まで

綾部市選挙管理委員会告示第 59 号

平成 30 年 8 月 26 日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成 30 年 8 月 19 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

綾部市議会議員一般選挙

選挙長

住 所 十 倉 照 子
氏 名 綾部市七百石町湯ノ戸 6 番地

同職務代理者

住 所 高 野 俊 道
氏 名 綾部市梅迫町中町 38 番地

綾部市選挙管理委員会告示第 6 0 号

平成 3 0 年 8 月 2 6 日執行の綾部市議会議員一般選挙における投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成 3 0 年 8 月 1 9 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

投票管理者・同職務代理者選任表

投票区	投票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
1	土井郁夫	田野町風久呂20番地の6	久下博史	西町三丁目北大坪3番地の4
2	高崎忍	並松町寺下19番地の2	松村淳史	青野町東馬場下21番地の16
3	村上正一	天神町西綾部165番地の2	中田祐希	幸通西石ヶ坪6番地の7
4	萩野義夫	西新町西馬場15番地の17	新川友規	西町一丁目56番地1
5	小出敏一	井倉町樋ノ元3番地の16	松藤晃	上延町下雑面77番地の1
6	加藤節郎	安場町西ノ段6番地	萩野達徳	上延町下雑面31番地の2
7	大槻富美雄	高津町楮ノ木12番地の1	平岡靖之	高津町両岡谷31番地の3
8	四方健治	里町大坂7番地	植原英一	里町西ノ糸19番地の3
9	高瀬公夫	釜輪町溝黒道ノ下2番地の1	四方和之	鷹栖町風呂屋11番地
10	四方良一	下替地町下針ノ木迫7番地	中倉司	上延町蛭子37番地の1
11	西村武	西原町札ノ前1番地	西村亘	西原町弓矢16番地
12	塩尻忠臣	七百石町百合ノ下5番地	村上寛	七百石町八幡16番地
13	渡邊茂樹	中筋町中道2番地の3	出口均	寺町門田43番地の3
14	内藤進	下八田町光味5番地	松下修	桜が丘二丁目17番地の10
15	高田邦明	安国寺町下背戸15番地の1	前田義和	桜が丘一丁目3番地の23
16	佐田康昭	梅迫町新町45番地	守屋俊則	幸通西石ヶ坪6番地の7
17	川端國夫	上杉町寺ノ迫43番地	川島稔久	味方町中ノ坪66番地の6
18	大久保静雄	於与岐町下ノ谷27番地	野瀬井常樹	桜が丘二丁目1番地の15
19	福田定	黒谷町宮ノ越5番地	天野将明	駅前通4番地の1
20	竹市直彦	十倉志茂町肘谷4番地	高橋要一朗	桜が丘二丁目3番地の8
21	蘆田利比古	位田町野本24番地	渡辺秀和	七百石町西岡15番地
22	梅原絹枝	栗町大谷1番地の3	梅原俊介	西町一丁目56番地の1
23	丸岡たえ子	豊里町福垣140番地	野間義憲	青野町館ノ後40番地
24	塩見百代	小畑町中村20番地	伊賀原司	今田町下開10番地
25	田中一行	私市町上野120番地	岩崎成樹	青野町西ノ後27番地の12
26	高篤	物部町北前田25番地	岡田佳伯	物部町戸尻5番地の1
27	丸田重和	物部町東物部69番地の1	大槻康彦	桜が丘一丁目6番地の10
28	伊藤龍彦	西坂町黒満坪2番地	市村武士	上延町八反126番地の1
29	由良茂文	新庄町五反41番地	大槻秋夫	白道路町北口66番地
30	大石博文	白道路町遠坂23番地	白波瀬正彦	野田町広田30番地
31	白波瀬信	志賀郷町茶売ヶ淵1番地	出口勇樹	綾中町花ノ木5番地
32	松下吉幸	向田町松原14番地の1	近松幹太	青野町館ノ後51番地
33	坂根正司	金河内町奥地14番地	坂根博之	坊口町由里26番地
34	岡本義博	仁和町天王28番地	村上智規	中ノ町二丁目34番地の3
35	大入信義	睦合町岩ノ元19番地	馬田雅之	井倉町館12番地の5
36	内村藤男	八津合町荒木22番地の4	太田治生	井根町菱田1番地の1
37	田中嘉久	五津合町不毛14番地	鎌部秀樹	青野町下入ヶ口12番地の24
38	西山道男	睦寄町的場17番地の1	武宏樹	青野町大塚81番地の2
39	杉本充弘	故屋岡町幸ノ神21番地の4	田中松彦	下八田町八ヶ谷1番地
40	澁谷満男	光野町沢田9番地	古和田実	睦寄町小野田8番地

綾部市選挙管理委員会告示第 6 1 号

平成 3 0 年 8 月 2 6 日執行の綾部市議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を次のとおり選任した。

平成 3 0 年 8 月 1 9 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

綾部市役所本庁 1 階会議室

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
8 月 2 0 日 (月)	高 野 俊 道	綾部市梅迫町中町 3 8 番地	大 槻 伸 一	綾部市川糸町 南古屋敷 1 2 番地
8 月 2 1 日 (火)	十 倉 照 子	綾部市七百石町 湯ノ戸 6 番地	志 賀 久 男	綾部市上延町下雑面 8 4 番地の 1
8 月 2 2 日 (水)	山 田 初 代	綾部市位田町 市場 5 9 番地	吉 崎 遼	綾部市下八田町 堂ノ下 2 1 番地
8 月 2 3 日 (木)	十 倉 照 子	綾部市七百石町 湯ノ戸 6 番地	常 塚 章 司	綾部市大島町 穴見 1 0 番地
8 月 2 4 日 (金)	山 田 初 代	綾部市位田町 市場 5 9 番地	岸 見 茉 春	綾部市延町 鳥居 1 5 番地の 1
8 月 2 5 日 (土)	十 倉 照 子	綾部市七百石町 湯ノ戸 6 番地	吉 崎 遼	綾部市下八田町 堂ノ下 2 1 番地

上林いきいきセンター

期日前投票日	期日前投票管理者		同職務代理者	
	氏 名	住 所	氏 名	住 所
8 月 2 3 日 (月)	西 田 愛 子	綾部市梅迫町中町 3 8 番地	上 原 達 也	綾部市延町船田 5 番地の 2
8 月 2 4 日 (火)	高 野 俊 道	綾部市七百石町 湯ノ戸 6 番地	志 賀 久 男	綾部市上延町下雑面 8 4 番地の 1
8 月 2 5 日 (水)	西 田 愛 子	綾部市位田町 市場 5 9 番地	古和田 いづみ	綾部市睦寄町 小野田 8 番地

綾部市選挙管理委員会告示第62号

平成30年8月26日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙会の日時及び場所を次のように定める。

平成30年8月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

- 1 日 時 平成30年8月26日（日） 午後9時30分から
- 2 場 所 日東精工株式会社体育館
綾部市宮代町門ノ前20番地

綾部市選挙管理委員会告示第 6 3 号

平成 3 0 年 8 月 2 6 日執行の綾部市議会議員一般選挙の開票事務は、公職選挙法第 7 9 条の規定に基づき選挙会の事務に併せて行う。

平成 3 0 年 8 月 1 9 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

綾部市選挙管理委員会告示第 6 4 号

平成 3 0 年 8 月 2 6 日執行の綾部市議会議員一般選挙における候補者 1 人当たりの選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成 3 0 年 8 月 1 9 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

綾部市議会議員一般選挙 3 , 0 0 1 , 5 0 0 円

綾部市選挙管理委員会告示第 6 5 号

平成 3 0 年 8 月 2 6 日執行の綾部市議会議員一般選挙における街頭演説用標旗等の配色を次のように定める。

平成 3 0 年 8 月 1 9 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

	綾 部 市 議 会 議 員 選 挙
街頭演説用標旗	白 地 に 黒 色 の 文 字
街頭演説用腕章	〃
自動車、船舶乗車員用腕章	〃
自動車、船舶の表示板	〃
拡声機表示板	〃

綾部市選挙管理委員会告示第 6 6 号

平成 3 0 年 8 月 2 6 日執行の綾部市議会議員一般選挙において用いる投票用紙の様式を次のように定める。

平成 3 0 年 8 月 1 9 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

綾部市議会議員一般選挙投票用紙

こう ほ しゃ し めい 候補者氏名	ちゅう い (注 意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	綾部市議会議員一般選挙投票	綾部市選 挙管理委 員会之印
--------------------------------------	--	---------------	----------------------

こう ほ しゃ し めい 候補者氏名	ちゅう い (注 意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	綾部市議会議員一般選挙投票	綾部市選 挙管理委 員会之印
--------------------------------------	--	---------------	----------------------

備考 投票用紙は薄桃色とし、文字は黒色のインクで印刷し、印は黒色のインクで刷込式とする。

綾部市選挙管理委員会告示第67号

平成30年8月26日執行の綾部市議会議員一般選挙において使用する選挙長の印を次のように定める。

平成30年8月19日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十倉 照



綾部市議会議員一般選挙選挙長印



綾部市選挙管理委員会告示第 68 号

公職選挙法第 40 条第 1 項ただし書の規定により平成 30 年 8 月 26 日執行の綾部市議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成 30 年 8 月 19 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

投 票 区 名	投票所を開いている時間
第 19 区投票所（黒谷公民館）	午前 7 時から午後 7 時まで
第 40 区投票所（綾部市水源の里・老富会館）	午前 7 時から午後 7 時まで

綾部市選挙管理委員会告示第 6 9 号

平成 3 0 年 8 月 1 9 日付け綾部市選挙管理委員会告示第 6 2 号で告示した平成 3 0 年 8 月 2 6 日執行の綾部市議会議員一般選挙における選挙会を開始する時刻は、2 2 分繰り上げ午後 9 時 8 分とする。

平成 3 0 年 8 月 2 6 日

綾部市選挙管理委員会

委員長 十 倉 照 子

綾部市選挙管理委員会告示第 70 号

平成 30 年 8 月 26 日執行の綾部市議会議員一般選挙において当選した当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成 30 年 8 月 27 日

綾部市選挙管理委員会

委員長 十 倉 照 子

住 所	氏 名
京都府綾部市和木町樋ノ口 24 番地	荒 木 敏 文
京都府綾部市青野町西中居 48 番地	安 藤 和 明
京都府綾部市味方町畦田 30 番地	井 田 佳代子
京都府綾部市中ノ町三丁目 36 番地の 3	梅 原 哲 史
京都府綾部市広瀬町伊神 23 番地	片 岡 英 晃
京都府綾部市上杉町門ノ坪 28 番地	酒 井 裕 史
京都府綾部市里町向屋敷 1 番地	塩 見 麻理子
京都府綾部市高津町坂本 15 番地	高 橋 輝
京都府綾部市物部町城山 59 番地	種 清 喜 之
京都府綾部市大島町梶長 16 番地の 12	搦 頭 久美子
京都府綾部市有岡町志庭垣 3 番地の 1	中 島 祐 子
京都府綾部市桜が丘一丁目 11 番地の 11	藤 岡 康 治
京都府綾部市志賀郷町家際 37 番地	本 田 文 夫
京都府綾部市栗町相定 41 番地	村 上 宣 弘
京都府綾部市十倉名畑町名畠 2 番地の 1	森 義 美
京都府綾部市物部町広畑 12 番地	柳 原 秀 一
京都府綾部市岡町四ツ尾下 26 番地の 2	吉 崎 久
京都府綾部市睦合町小田 33 番地	渡 辺 弘 造

綾部市選挙管理委員会告示第 7 1 号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 5 0 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 3 0 年 9 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

5 7 6 人

綾部市選挙管理委員会告示第 7 2 号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりである。

平成 3 0 年 9 月 3 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

9 , 5 8 9 人

綾部市選挙管理委員会告示第73号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年9月3日

綾部市選挙管理委員会
委員長 十 倉 照 子

4, 795人